

いばらき

第388号

雇用ニュース

2014年8月



「ひまわり（行方市）」 いばらきフォトダウンロード

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 「目指しませんか？ 魅力ある職場づくり！」 3～4
- ・ 公正な採用選考の基本 5～6
- ・ 「就業促進定着手当」が受けられます 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.07倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

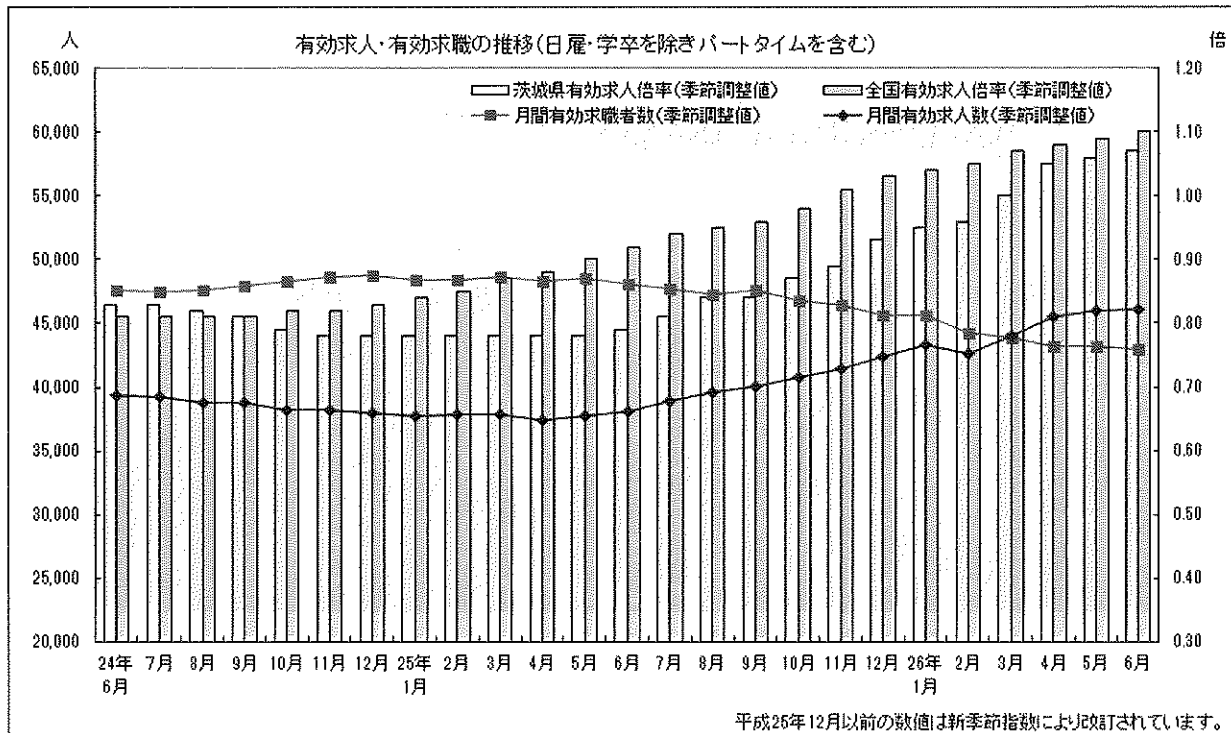
有効求人倍率（季節調整値）は9ヶ月連続の上昇

1 概況

6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は15,657人で、前年同月と比較して21.2%増と10ヶ月連続の増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同19.0%の増加となり、常用的パートタイムも同34.4%の増加となりました。新規求職申込件数は10,822人で前年同月比0.3%減と11ヶ月連続の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同2.7%の減少、常用的パートタイムは同4.5%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同5.8%の減少となり、高齢求職者（60歳以上）は同12.9%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は43,683人で、前年同月比で22.2%増と11ヶ月連続の増加となりました。一方、有効求職者数（原数値）は45,366人で同10.0%減と11ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、1.07倍（季節調整値）で9ヶ月連続の上昇となりました。なお、原数値は0.96倍と前年同月を0.25ポイント上回りました。



平成25年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は15,657人となり、前年同月比で21.2%増と10ヶ月連続の増加となりました。

産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業（前年同月比43.8%増）、生活関連サービス業、娯楽業（同34.4%増）、サービス業（同33.1%増）などで増加となりましたが、学術研究、専門・技術サービス業（前年同月比5.3%減）、情報通信業（同2.9%減）などが減少となりました。

規模別で見ると、30～99人（前年同月比25.5%増）、29人以下（同24.1%増）、300～499人（同13.9%増）、100～299人（同2.6%増）は増加となり、500～999人（同43.2%減）、1,000人以上（同37.5%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比19.0%の増加となり、常用的パートタイムも同34.4%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務で見ると、受給資格決定件数は2,319件で、前年同月と比較し4.9%減と11ヶ月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は21.4%と、前年同月（22.5%）を1.1ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は9,355人と、前年同月比で21.4%減と9ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は536人で、資格喪失者の割合では6.0%（前年同月6.4%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比3.3%増と9ヶ月ぶりに増加に転じました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は10,822人となり、前年同月比で0.3%減と11ヶ月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は69.1%（前年同月70.6%）と1.5ポイント下回り、数でも前年同月比で2.7%減と11ヶ月連続の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で30.9%（前年同月29.4%）と1.5ポイント上回り、数では同4.5%増の増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち34歳以下の若年者の占める割合は37.1%と前年同月（39.0%）を1.9ポイント下回りましたが、数では前年同月比で5.8%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は14.7%となり、前年同月（12.9%）を1.8ポイント上回り、数は前年同月比で12.9%の増加となりました。

～従業員の職場定着など雇用管理面でお困りの事業主の皆様へ～

目指しませんか？ 魅力ある職場づくり！



厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク

「働きがい」・「働きやすさ」意識を高める雇用管理

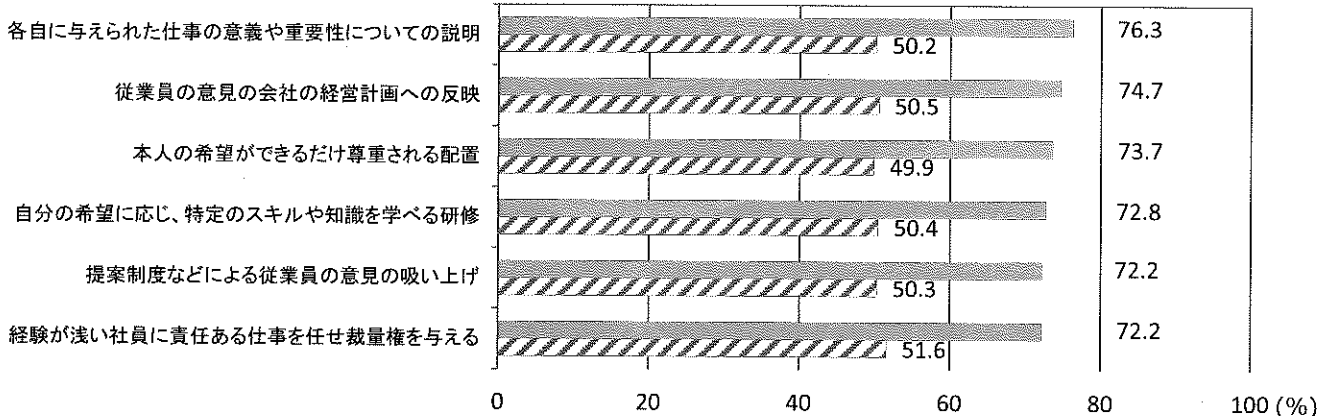
仕事に対する従業員の意欲が低い、従業員がなかなか職場に定着しないなど、従業員の雇用管理でお悩みの事業主の方も多いか
とあります。


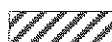
このような場合には、従業員の「働きがい」や「働きやすさ」の意識を高めると、働く意欲が向上し、職場での定着率が上がり、さらには会社の業績向上に効果があることが調査で明らかになっています。

従業員の「働きがい」や「働きやすさ」意識を高めるには、評価や処遇、人材の育成、人間関係についての管理など、適正な雇用管理の実施が効果的です。

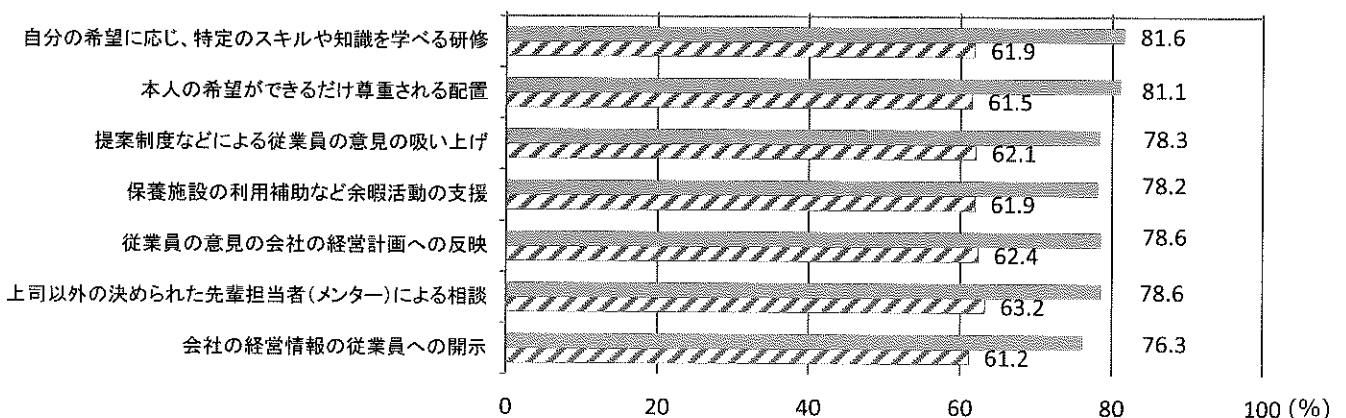
あなたの会社も適正な雇用管理を行って、「働きがい・働きやすさのある職場づくり」を目指しませんか？



雇用管理を行っている企業と行っていない企業での「働きがい」意識の違い



 雇用管理が「実施されている」場合に、「働きがいがある」「どちらかといえば働きがいがある」と回答した割合
 雇用管理が「実施されていない場合」に、「働きがいがある」「どちらかといえば働きがいがある」と回答した割合

雇用管理を行っている企業と行っていない企業での「働きやすさ」意識の違い



 雇用管理が「実施されている」場合に、「働きやすい」「どちらかといえば働きやすい」と回答した割合
 雇用管理が「実施されていない場合」に、「働きやすい」「どちらかといえば働きやすい」と回答した割合

2つのグラフの差が大きいほど、「働きがい」・「働きやすさ」意識の違いがある。

▶ これらの雇用管理を行っている企業の従業員の方が、「働きがい」・「働きやすさ」を感じています。

グラフの出自: いずれも厚生労働省「職場の働きやすさ・働きがいに関するアンケート調査(従業員調査)」(平成25年)

公正な採用選考の基本

募集・採用選考にあたっては、次の点を基本的な考え方として実施することが大切です。

応募者の基本的人権を尊重する！
適性・能力のみを採用基準とする！
広く応募者に門戸を開く！

採用選考時に配慮すべき事項

～就職差別につながるおそれがある14事項～

本人に責任のない事項 の把握

- 1 本籍地・出生地
- 2 家族
- 3 住宅状況
- 4 生活環境・家庭環境など

本来自由であるべき事項の把握

- 5 宗教
- 6 支持政党
- 7 人生観・生活信条
- 8 尊敬する人物
- 9 思想
- 10 労働組合・学生運動などの社会運動
- 11 購読新聞・雑誌・愛読書など

採用選考の方法

- 12 身元調査などの実施
- 13 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書に基づかない事項を含んだ応募用紙の使用
- 14 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施



面接時における適切な質問の例

募集・採用選考について、特に面接の際は適切な質問により選考を行っていただきますようお願いいたします。

<導入> 応募者の緊張感をほぐすために、答えやすい質問から開始

- ◆ お待たせしました。どうぞ（いすに）掛けてください。お名前は〇〇さんですね。
- ◆ 早朝からご苦労さまでした。今朝は何時頃起きられたのですか。（寒いのに）大変でしたね。
- ◆ 試験の夢などは見ませんでしたか。
- ◆ 待っている間、どんなことを考えていましたか。
- ◆ 筆記試験は難しかったですか。
- ◆ 応募者が多いのでびっくりしたでしょうが、気にしないでのびのびと教えてくださいね。 など

<本質問 1> 会社に対する関心

- ◆ 当社の第一印象はどうでしたか。
- ◆ あなたが、当社への就職を希望されたのは、どんな理由からですか。
- ◆ 受験に際し、多少当社のことを調べてみましたか。
- ◆ どんな仕事をしてみたいと思いますか。
- ◆ 当社に対して、どんな感じ（イメージ）を持っていますか。
- ◆ 当社はどんな製品を造っているか知っていますか。 など

<本質問 2> 自己のPRに関する事項

- ◆ 自分の得意とする学科（科目）はなんですか。
- ◆ 自分のセールスポイントはどんなところだと思いますか。
- ◆ 初対面の人の顔を覚えるのは早いほうですか、それとも苦手ですか。
- ◆ 会社や家庭を訪問し、契約を取ったり、物品を販売するような場合、初めての人と話をすることが苦にはなりませんか。
- ◆ 何か特技・資格はお持ちですか。また、趣味といったものは、
（特技・資格がある場合には、種類や取得時期などについても質問する。） など

<情報交換> 職務の内容・労働条件等を説明

- ◆ 残業があったりしますが、体力に自信はありますか。
（専門的職業、技能工の採用の場合には、このほかにその職務についての専門的な質問をします。）
- ◆ 1ヶ月に〇時間くらい残業（出張）がありますがよろしいですか。
- ◆ 県内・県外の営業所へ転勤することがありますが、よろしいですか。
- ◆ 3交代勤務で時間が不規則になりますが、通勤のことも考慮に入れて大丈夫ですか。また、寮がありませんが、どうされますか。
- ◆ 仕事は立って（座って）することが多くなりますが、大丈夫ですか。
- ◆ こちらからお尋ねすることは以上ですが、何か質問又は当社に入社された場合、希望・条件などがありますか。 など

<結び> 応募者の労をねぎらう言葉をかけ、面接終了

- ◆ いろいろ聞かせていただきありがとうございました。それではこれで終わります。
- ◆ 採否結果は、〇日頃までに連絡します。ご苦労様でした。 など

雇用保険の「再就職手当」を受給された方への新しい制度です

再就職後の賃金が、離職前の賃金より低い場合には 「就業促進定着手当」が受けられます

「就業促進定着手当」とは、再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6か月分を支給するものです。

支給対象者

平成26年4月1日以降の再就職で、次の要件をすべて満たしている方

- ① 再就職手当の支給を受けていること
- ② 再就職の日から、同じ事業主に6か月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること（起業により再就職手当を受給した場合には、「就業促進定着手当」は受けられません）
- ③ 所定の算出方法による再就職後6か月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

支給額

$$\left[\text{離職前の賃金日額} - \text{再就職後6か月間の賃金の1日分の額} \right] \times \text{再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数}$$

◆支給額には上限があります。

上限額 = 基本手当日額 × 支給残日数 × 40%（基本手当にも上限額があり、毎年8月1日に改訂します。）

申請手続

[申請期間]

再就職した日から6か月経過した日の翌日から2か月間

※ 特別な事情があると認められない限り、期限を過ぎての申請は受け付けませんので、ご注意ください。

[申請先]

再就職手当の支給申請を行ったハローワーク（郵送での申請も可）

[申請書類]

- ① 就業促進定着手当支給申請書（事業主から証明を受ける欄があります）
- ② 雇用保険受給資格者証
- ③ 就職日から6か月間（※）の出勤簿の写し（事業主から原本証明を受けたもの）
- ④ 就職日から6か月間（※）の給与明細又は賃金台帳の写し（事業主から原本証明を受けたもの）

（※）就職日が賃金締切日の翌日ではない場合、就職後最初の賃金締切日後の6か月分

● 本制度についての詳細は、ハローワーク（公共職業安定所）の窓口にお尋ねください。



厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク

LL260401保04

茨城県雇用関係主要指標

| 項目 年・月 | 新規求人数 | | | 新規求職申込件数 | | | 月間有効(月平均) | | 就職件数 全数 | 雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分) |
|-----------|--------|------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|--------|------------|-------------------------------|
| | 全数 | うち 2次産業 | うち 3次産業 | 全数 | うち 若年者 | うち 高齢者 | 求人全数 | 求職全数 | | |
| 23年度月平均 | 13,613 | 3,394 | 10,089 | 12,781 | 5,161 | 1,665 | 35,121 | 50,842 | 3,834 | 11,877 |
| 24年度月平均 | 14,362 | 3,226 | 10,965 | 11,967 | 4,682 | 1,631 | 38,569 | 48,253 | 3,862 | 10,913 |
| 25年度月平均 | 15,150 | 3,340 | 11,690 | 11,479 | 4,363 | 1,648 | 40,562 | 46,730 | 3,801 | 10,591 |
| 25年 4月 | 13,013 | 3,027 | 9,844 | 15,597 | 5,684 | 3,027 | 37,174 | 52,399 | 4,353 | 10,584 |
| 5 | 13,977 | 3,016 | 10,842 | 12,985 | 4,899 | 1,937 | 36,182 | 52,638 | 3,921 | 12,121 |
| 6 | 12,920 | 3,005 | 9,801 | 10,857 | 4,239 | 1,404 | 35,735 | 50,397 | 3,677 | 11,905 |
| 7 | 14,644 | 3,183 | 11,330 | 11,578 | 4,474 | 1,575 | 37,212 | 49,421 | 3,921 | 12,445 |
| 8 | 15,025 | 3,274 | 11,628 | 10,382 | 4,097 | 1,358 | 38,489 | 47,265 | 3,180 | 12,111 |
| 9 | 15,174 | 3,714 | 11,326 | 11,649 | 4,393 | 1,526 | 40,783 | 47,274 | 3,822 | 11,346 |
| 10 | 16,172 | 3,744 | 12,299 | 11,874 | 4,460 | 1,604 | 42,530 | 47,273 | 4,117 | 10,950 |
| 11 | 15,954 | 3,500 | 12,347 | 9,645 | 3,733 | 1,308 | 42,805 | 44,877 | 3,625 | 9,993 |
| 12 | 13,302 | 2,747 | 10,471 | 7,715 | 2,841 | 1,099 | 41,048 | 40,394 | 3,119 | 9,475 |
| 26年 1月 | 17,453 | 3,996 | 13,341 | 12,365 | 4,703 | 1,777 | 42,701 | 41,512 | 3,322 | 9,337 |
| 2 | 17,544 | 3,592 | 13,804 | 10,868 | 4,121 | 1,469 | 44,837 | 42,222 | 3,504 | 8,562 |
| 3 | 16,624 | 3,282 | 13,241 | 12,227 | 4,708 | 1,691 | 47,248 | 45,083 | 5,056 | 8,263 |
| 26年 4月 | 16,591 | 3,698 | 12,710 | 15,026 | 5,355 | 2,821 | 45,050 | 46,915 | 4,555 | 7,988 |
| 5 | 16,114 | 3,428 | 12,552 | 11,532 | 4,177 | 1,892 | 43,873 | 46,638 | 3,918 | 9,346 |
| 6 | 15,657 | 3,231 | 12,206 | 10,822 | 3,993 | 1,585 | 43,683 | 45,366 | 3,887 | 9,355 |
| 7 | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | |
| 27年 1月 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |

| 項目 年・月 | 求人倍率(季調値)(倍) | | | | 前年同月比増減率(%) | | | | | | | | 全 国 完全失業者 | |
|-----------|--------------|------|------|------|-------------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------------|-------------------|
| | 新規 | | 有効 | | 新規求人 | | 新規求職 | | 就職件数 | | 受給者実人員 | | 実数 (万人) | 失業率 (季調値) % |
| | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | | |
| 23年度月平均 | 1.07 | 1.11 | 0.69 | 0.68 | 22.0 | 14.2 | ▲ 1.9 | ▲ 4.0 | 5.5 | 2.1 | ▲ 3.5 | ▲ 4.4 | 289 | 4.5 |
| 24年度月平均 | 1.20 | 1.31 | 0.80 | 0.82 | 6.1 | 10.4 | ▲ 5.8 | ▲ 7.3 | 0.5 | ▲ 1.7 | ▲ 7.5 | ▲ 7.7 | 280 | 4.3 |
| 25年度月平均 | 1.32 | 1.54 | 0.87 | 0.98 | 5.6 | 8.0 | ▲ 4.2 | ▲ 6.5 | ▲ 1.2 | ▲ 2.0 | ▲ 3.2 | ▲ 8.7 | 256 | 3.9 |
| 25年 4月 | 1.13 | 1.39 | 0.78 | 0.88 | ▲ 7.7 | 10.5 | 2.6 | ▲ 0.7 | ▲ 7.4 | 1.0 | 9.1 | 0.1 | 291 | 4.1 |
| 5 | 1.19 | 1.42 | 0.78 | 0.90 | ▲ 7.6 | 6.5 | ▲ 1.2 | ▲ 6.2 | ▲ 9.0 | ▲ 3.0 | 3.8 | ▲ 4.7 | 279 | 4.1 |
| 6 | 1.24 | 1.48 | 0.79 | 0.92 | ▲ 1.3 | 3.8 | ▲ 6.3 | ▲ 9.8 | ▲ 9.1 | ▲ 6.1 | 5.9 | ▲ 5.6 | 260 | 3.9 |
| 7 | 1.23 | 1.46 | 0.81 | 0.94 | 3.5 | 13.0 | 5.4 | 0.4 | 1.4 | 1.2 | 7.3 | ▲ 4.1 | 255 | 3.9 |
| 8 | 1.29 | 1.48 | 0.84 | 0.95 | ▲ 1.0 | ▲ 1.0 | ▲ 6.3 | ▲ 1.7 | ▲ 4.8 | ▲ 1.6 | 2.8 | ▲ 7.8 | 271 | 4.1 |
| 9 | 1.27 | 1.51 | 0.84 | 0.96 | 6.8 | 9.2 | ▲ 1.0 | ▲ 4.5 | 0.7 | 0.0 | 2.7 | ▲ 5.6 | 258 | 4.0 |
| 10 | 1.33 | 1.57 | 0.87 | 0.98 | 9.4 | 10.8 | ▲ 8.1 | ▲ 10.5 | ▲ 1.4 | ▲ 2.7 | ▲ 2.5 | ▲ 8.6 | 263 | 4.0 |
| 11 | 1.35 | 1.55 | 0.89 | 1.01 | 4.3 | 6.9 | ▲ 7.4 | ▲ 11.3 | ▲ 0.5 | ▲ 6.3 | ▲ 7.8 | ▲ 11.9 | 249 | 3.9 |
| 12 | 1.40 | 1.61 | 0.93 | 1.03 | 16.7 | 10.9 | ▲ 5.1 | ▲ 6.8 | 3.6 | ▲ 1.2 | ▲ 9.7 | ▲ 10.9 | 225 | 3.7 |
| 26年 1月 | 1.40 | 1.63 | 0.95 | 1.04 | 20.8 | 12.9 | ▲ 1.5 | ▲ 6.7 | 8.8 | ▲ 0.4 | ▲ 13.7 | ▲ 14.3 | 238 | 3.7 |
| 2 | 1.53 | 1.67 | 0.96 | 1.05 | 8.2 | 7.1 | ▲ 13.5 | ▲ 11.0 | 1.5 | ▲ 2.3 | ▲ 17.2 | ▲ 15.7 | 232 | 3.6 |
| 3 | 1.53 | 1.66 | 1.00 | 1.07 | 15.6 | 5.4 | ▲ 7.8 | ▲ 9.7 | 2.2 | ▲ 2.6 | ▲ 18.9 | ▲ 15.6 | 246 | 3.6 |
| 26年 4月 | 1.53 | 1.64 | 1.05 | 1.08 | 27.5 | 10.0 | ▲ 3.7 | ▲ 6.0 | 4.6 | ▲ 4.3 | ▲ 24.5 | ▲ 17.7 | 254 | 3.6 |
| 5 | 1.53 | 1.64 | 1.06 | 1.09 | 15.3 | 4.0 | ▲ 11.2 | ▲ 10.5 | ▲ 0.1 | ▲ 6.7 | ▲ 22.9 | ▲ 20.2 | 242 | 3.5 |
| 6 | 1.52 | 1.67 | 1.07 | 1.10 | 21.2 | 8.1 | ▲ 0.3 | ▲ 1.7 | 5.7 | ▲ 0.7 | ▲ 21.4 | ▲ 12.4 | 245 | 3.7 |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | |
| 27年 1月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成25年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。